

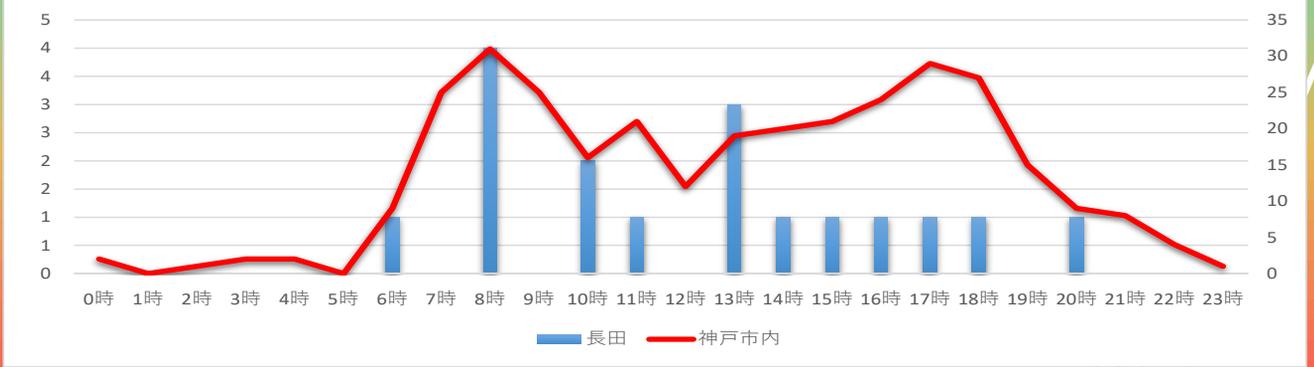
ながたの交通事故ミニ白書

(長田警察署・令和8年1月末)

○ 交通事故発生状況

年	区分			死者数	負傷者数		物件事故件数
	人身事故件数	自転車事故 (件数)	自転車事故 (構成率)		重傷者数		
令和8年1月末	17	5	29.4%	0	20	0	154
令和7年1月末	15	8	53.3%	0	17	3	129
前年同期比	+ 2	-3	-23.9%	± 0	+ 3	-3	+ 25

○ 時間帯別発生状況



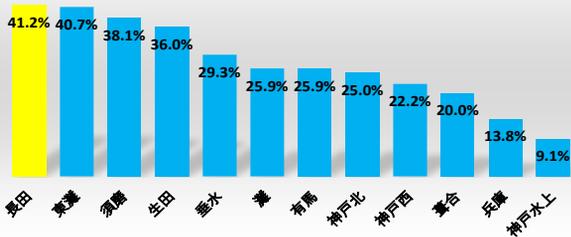
○ 関係事故件数

※構成率 (人身事故に占める割合) の高い順番

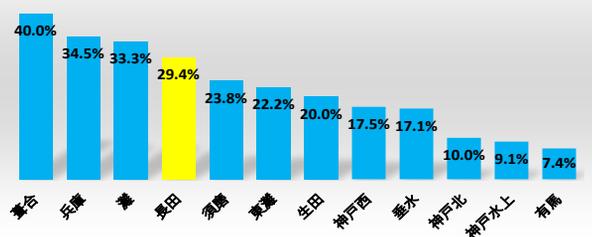
区分	神戸市内		長田区				
	件数 (合計)	構成率 (平均)	件数	構成率	前年同期比	市内ワースト	
						R7	R8
二輪車	88	27.2%	7	41.2%	+ 14.5%	8	7
自転車	69	21.4%	5	29.4%	- 23.9%	1	4
高齢者 (65歳以上)	134	41.5%	6	35.3%	+ 2.0%	8	9



二輪車関係事故占有率(R8.1)



自転車関係事故占有率(R8.1)



2026年4月1日から

～ 自転車への青切符の導入! ～

交通反則通告制度 対象は16歳以上!

こんな違反は反則金の対象
以下U-1側です!

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反の取締り手続きが変わります。

反則金 12,000円

携帯電話の使用等 (保持)

反則金 7,000円

遮断踏切立入り

反則金 3,000円

二人乗り 並進

反則金 6,000円

信号無視 (赤色等)

通行区分違反 (車道の右側通行・歩道通行等)

反則金 5,000円

無灯火

一時不停止

イヤホンの使用*

*音楽が聞こえないなどの場合

酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。